

広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱 (趣旨) 第 1 条 この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等</u>」(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「告示」という。)第 1 条第 3 号から第 7 号に規定する居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修及び行動援護従業者養成研修(以下「研修」という。)の事業を行う者(以下「事業者」という。)の指定について、「居宅介護職員初任者研修等について」(平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定めるもののほか、必要な事項を定める。 第 2 条～第 24 条 (略) 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>令和 7 年 1 月 15 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>この要綱による改正後の広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱の別紙 1 及び別紙 2 の同行援護従事者養成研修に関する規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降に実施する研修から適用し、令和 7 年 3 月 31 日までに実施する研修においては、この要綱の改正前の広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱の別紙 1 及び別紙 2 の同行援護従事者養成研修に関する規定によるものとする。</u>	広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱 (趣旨) 第 1 条 この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「告示」という。)第 1 条第 3 号から第 7 号に規定する居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修及び行動援護従業者養成研修(以下「研修」という。)の事業を行う者(以下「事業者」という。)の指定について、「居宅介護職員初任者研修等について」(平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定めるもののほか、必要な事項を定める。 第 2 条～第 24 条 (略) 附 則 (略) (新設)